

平成 15 年 11 月 18 日

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課 御中
データ通信課 御中

社団法人日本インターネットプロバイダー協会
東京都渋谷区桜丘町 3-24 カコー桜ヶ丘ビル 6 階
Tel. 03-5456-2380
事務局長 中村龍太郎

「電気通信報告規則の改正案（検討中）について」
「事業の休廃止に係る周知について」
に対する意見

標題の件につきまして、意見提出の機会を与えてくださり、誠にありがとうございます。
協会内にて広く意見を募り、また有志にて意見交換した結果、以下のような意見を提出させていただきますのでご査収下さい。

1. 電気通信報告規則の改正案（検討中）について

・(1)「インターネット接続サービス」の契約数報告について

インターネット接続サービスについては、都道府県単位でのマーケットを意識した事業展開を行っていないため、都道府県別契約数を把握していない事業者が多い。都道府県別契約数の報告は、新たにシステム構築等、事業者に対して多大な労力と時間、コストの負担を強いることになり、困難である。報告は全国マクロでの契約数にして頂きたい。

なお、「契約数」についての考え方が事業者ごとにまちまちであるが、報告可能なデータは、多くの場合「接続 ID 数」になると思われる。経営戦略上の重要性、データの公表に対する問題点等により「接続 ID 数」を報告できない事業者については、類似するデータをもって契約数と見なしていただきたい。

・ 2-(1)「集合住宅向け FTTH サービス」について

報告対象者は、集合住宅内に DSL や LAN 等を提供するための装置や設備を設置する事業者を指し、集合住宅向け FTTH 接続サービスを提供しているだけの事業者ではないことを確認したい。

- ・ 2-(1) 「IP 電話」の契約数報告について

「インターネット接続サービス」と同様、都道府県単位でのマーケットを意識した事業展開を行っていないため、都道府県別契約数を把握していないのが現状である。都道府県別契約数の報告は、新たにシステム構築等、事業者に対して多大な労力と時間、コストの負担を強いることになり、困難である。報告は全国マクロでの契約数にして頂きたい。

報告対象者は、電気通信番号を指定されている事業者のみであり、番号指定を受けている事業者より番号を割り振られて IP 電話サービスを行っている事業者については、報告対象外であることを確認したい。また、電気通信番号を指定されている事業者は、自社が提供する IP 電話サービスの契約数を報告することは可能ですが、電気通信番号を卸している事業者の IP 電話契約数に関しては報告対象外であることを確認したい。

- ・ 2-(2) 「トラヒックの報告」について

IP 電話には、段階別、都道府県別の概念がないため、固定電話のように詳細データの報告は困難である。従って、IP 電話と固定電話間とのトラヒックについては、総通話時間、総通話回数の報告になると想定される。

報告対象者は、2-(1) 「IP 電話」と同様、番号を指定されている事業者のみであり、番号指定を受けている事業者より番号を割り振られて IP 電話サービスを行っている事業者については、報告対象外であることを確認したい。

2. 事業の休廃止に係る周知について

- ・ 周知のための連絡手段について

「事業の休廃止に係る周知について③」に提示されている連絡手段のうち「いずれかの手段により」通知するのであれば問題ないが、複数手段を選択するように義務付けることは、場合によって事業者への負担が過度になるため、避けて頂きたい。

- ・ ガイドラインの位置付けについて

「事業の休廃止に係る周知について④⑤」に記載されている〈周知を図る時期〉や〈望ましい対応〉が守られなかった場合の罰則の有無等、ガイドラインの位置付けを明確にして頂きたい。

- ・ 周知の必要がない具体的事例について

「事業の休廃止に係る周知について①」改正電気通信事業法第 18 条-3 に記載されている「利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないもの」について、具体的事例を教えてください。

以上